

二十六番 近藤 満里でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第一号 平成二十四年度長野市一般会計予算、歳出、第二款総務費、第一項総務管理費について、七点申し上げます。

一点目は、住民自治協議会の活動についてであります。

平成二十二年四月に住民自治協議会の本格活動がスタートして以来、各地区において活動が活発に行われるようになってきました。それに伴い、事務局の統括や活動の企画調整を担う機能が必要となってきたことから、事務局長の設置を望む声が強くなっております。

そこで、来年度は各地区住民自治協議会の一層の自立を促し、継続的な活動を担保することを目的として、事務局長の設置に係る雇用経費を時限的に補助する制度を新たに創設する予定であります。

いずれにいたしましても、各地区で行われる事業の中には住民と行政とが協働で取り組むべき事業も数多くあることから、支所等が住民自治協議会をきめ細かくフォロワーアップする必要があるため、両者の連携を密にとっていくよう要望いたしました。

二点目は、市役所第一庁舎及び長野市民会館の建て替えについてであります。

両施設の建て替えにつきましては、現在、設計者と基本設計案の作成に向けて協議を重ねているところであり、六月頃を目途に基本設計を取りまとめいく予定であります。

本事業は、言うまでもなく大規模事業であるとともに、今までの経過を振り返ってみても市民の関心が大変高い事業であります。

今後、基本設計案ができた段階で、パブリックコメントや市民説明会を実施する予定ですが、市民が両施設を具体的にイメージできるような分かりやすい説明を行っていくよう要望いたしました。

三点目は、災害対策についてであります。

今月の十一日で東日本大震災の発生から一年を経過いたしました。市では、災害応急対策として、避難所運営に必要な緊急資器材、食料など生活必需品の備蓄の充実と避難場所の整備について計画を前倒しして進めております。取り分け、災害発生時に

おけるトイレの確保については、世代や男女のニーズの違いがあるとともに大変プライベートな問題が伴うなど大きな課題となっております。

そこで、災害発生時における簡易トイレの整備については、平成二十年度から既に始められておりますが、更に被災者の多様なニーズに対応できるよう計画的に整備を進めていくよう要望いたしました。

さらに、今後、市が公園や体育施設などを整備していくときには、その担当部署と十分な連携をとり、災害対策の視点についても併せて検討していくよう要望した次第であります。

四点目は、職員の規律保持についてであります。

市では、市民の信頼と期待に応えられる職員を育成するため、自主研修、職場研修、職場外研修などの研修体系に沿って、効果的・計画的に職員研修を行っております。

しかしながら、今月八日、市職員が酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されるという、誠に残念な出来事が起こりました。今回と同様に昨年の十月にも別の市職員が飲酒運転の上、交通事故を起こし、懲戒免職処分を受けたばかりであり、再発防止に努めていた矢先の事件でありました。

このように市職員の不祥事が続くことよって、市民の不信感が高まっておりますので、今後はこのような不祥事を撲滅するためにも、職員一人一人の自覚を更に喚起するような倫理研修をしっかりと行っていくよう強く要望いたしました。

五点目は、総合計画の生徒版の作成についてであります。

来年度から、第四次長野市総合計画後期基本計画がスタートします。それに伴い、未来を担う子供たちが将来まちづくりに主体的に参加するきっかけとなるよう、中学校の社会科等の授業における活用を想定し、総合計画の生徒版を作成する予定です。

この生徒版が活用されることにより、学習後に生まれるであろう子供たちのしなやかな発想を行政に活かしていけるような方策について検討するよう要望いたしました。

六点目は、新交通システムについてであります。

市では、来年度、次世代型路面電車システム（LRT）を含め、新交通システムの導入の可能性について調査・検討を行う予定であります。新交通システムは、交通渋滞に影響されずに移動でき、人や環境にも優しい乗り物であり、多様な都市活動を支えるものでもあります。

そこで、本システムの調査・検討に当たっては、これらの特徴をよく見据えながら市全体の交通網として捉えていくよう要望いたしました。

七点目は、屋代線の跡地についてであります。

長野電鉄屋代線は、今月末で九十年にわたる歴史にピリオドを打つこととなります。屋代線の跡地につきましては、長野電鉄株式会社から一括・無償譲渡の申入れがあり、

須坂市及び千曲市においても同様にその活用策の検討を進めているところであり、いずれにいたしましても、跡地利用については地元地区のまちづくりと合わせて、部分的な活用ではなく、一体的に利用できるような方策を検討し、早期に結論を導き出すよう要望いたしました。

次に、第九款消防費、第一項消防費について二点申し上げます。

一点目は、地域防災マップの作成支援についてであります。

地域防災マップの整備につきましましては、第四次長野市総合計画にその整備目標値を定め、作成・整備を目指して取り組んでいるところであり、仮に災害が起こったとしても、地域防災マップを見れば、避難場所や危険箇所など地域の様々な情報が一目で分かることから、その重要性は大変高いものがあります。

そこで、危機管理防災課と連携し、地域の実情に合ったマップが、より多くの地区で作成されるような支援を行っていくよう要望いたしました。

二点目は、防災教育についてであります。

昨年三月十一日に発生した東日本大震災を契機に、防災への関心が子供たちにとっても今まで以上に高まっております。本市の小・中学校では、児童・生徒の安全確保を第一と考え、防災教育を行い、避難場所や避難経路等について指導を行っております。

今後は、高齢化の進展や消防団員の減少などから、子供たちにも火災や自然災害に直面する場面が出てくることが考えられます。

そこで、いざというときのために、子供たちが応急手当や初期消火の方法を学べる機会を持てるように教育委員会と連携しながら、その必要性などについて検討を行うよう要望いたしました。

次に、企画政策部所管事項について申し上げます。

企画政策部は、第四次長野市総合計画を初めとする各種の計画作成や企画立案に携わっており、市の各種施策、事業はこれら計画によって推進されております。

そこで、今後、様々な計画を立案するときには、本市の将来像を的確に見据え、市民が大きな夢を持てるようなものとしていくよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第一号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「仮に、緊急事態基本法が制定されていたら、昨年三月十一日に発生した東日本大震災に対して、国が一元的に対処し、よりスムーズな対応ができたのではないか。現在の災害対策基本法では、やや不備な面があるため、もう一歩踏み込む必要があるのではないか。東日本大震災を契機に、平成十六年の三党

合意以降、いまだ制定の見通しが立っていない緊急事態基本法の制定について今一度議論を行い、検証するべきであるということをも国に問題提起する必要があるのではないか。さらに、東日本大震災の発生から一年が経過しても復興がままならない状況を見ると、緊急事態基本法を早急に制定し、その対処に当たるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「日本には災害対策基本法という、大災害が発生したときに適用する法律が既にある。緊急事態基本法が必要だという理由に、外国との尖閣諸島沖の事件や北方領土の問題、さらには核ミサイルの脅威などが挙げられているが、これらはいずれも領海警備や外交レベルで解決する問題であり、法整備で解決できる問題ではない。したがって、東日本大震災を契機に緊急事態基本法の制定を求める理由は全くなく、万が一この大震災を契機として緊急事態基本法を制定することになれば、被災者に対して大変失礼である。むしろ、災害対策基本法を見直して更に充実した内容にすることが必要ではないか。」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「昨年の東日本大震災を契機として国防に関することまで法制化することは、やや踏み込み過ぎではないか。しかし、災害対策基本法の見直しを含め、自然災害に対する初動体制をきちんと整えていく必要がある。さらに、市としても今後、災害時体制について再検討するべきであり、議会としても責任ある意思表示ができるように議論を継続すべきである。」との意見が出されました。

以上の議論を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第二号 市役所第一庁舎及び長野市民会館の建設に関する請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「地元の事業者が、両施設の建設にしっかりと携わっていただけるような条件整備をすることは大事である。なお、長野市民会館の建設については、高度な技術力や工法が求められるが、請願事項は極力市内企業に発注するよう努力することとなっているため、特段、本請願を採択するに当たり支障はないのではないか。」との意見が出されました。

一方、継続審査とすべきものとして、「両施設を合築で建設することにはやはり無理があり、別の形であれば地元の事業者がより参入しやすいものになったのではないかと。今後、市民合意を得た上で建設が決まれば賛成するが、現段階では継続審査とすべきである。」との意見が出されました。

以上の議論を踏まえ、まず継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は市に対して対応を求めておりますので、それを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

最後に、請願第三号 長野市市税条例の一部を改正する条例に関する請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「現在、市内の企業は経営が大変厳しい状況にある。本請願は、景気が低迷しているこの時期に超過課税を行う必要はないという趣旨で出されたものである。」との意見が出されました。

一方、「請願事項の二番目については、納得することはできるが、一番目については、対象となる法人を資本金の額で限定せず、全ての法人に対して標準税率に戻すことを言っており、それを実施することになれば、ただでさえ税収が落ち込んでいる市財政への影響が大変大きく、賛成しかねる。」との意見が複数の委員から出されたことから、請願文の一部について請願者及び紹介議員の了承を得て、お手元に配布の請願訂正願のとおり訂正した上で、再度審査を行いました。

以上の論議及び経過を踏まえ、採決を行った結果、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本請願は市に対して対応を求めていますので、それを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当であると決定したことを、併せて御報告申し上げます。

以上で報告を終わります。